

# HIKARI

2017/3/25 号

毎月  
10日・25日発行

広報

Public  
Relations

Vol.296

## Contents 「目次」

- 施政方針 2
- 介護予防サービスが変わります 6
- 市役所本庁ダイヤルイン方式導入 8
- 固定資産課税明細書の送付 9
- 犬の登録と狂犬病予防注射 10
- 行政改革市民会議委員募集／子どもの運動教室参加者募集 11
- 三島温泉健康交流施設利用料金改定／レシピ 22

～市内の防犯灯を LED 化～

輝く光がまちと未来を  
明るく照らす

# 平成29年度

## 施政方針

第1回光市議会定例会が2月21日(火)から開催され、平成29年度予算案などの議案が審議されました。議会2日目、市川市長が平成29年度の施政方針と予算案の説明を行いましたので、その概要をお知らせします。

### □はじめに

約1か月前、アメリカ大統領にトランプ氏が就任いたしました。就任するや否や前政権が進めてきた医療保険制度改革の撤廃や環太平洋経済連携協定いわゆるTPPからの離脱、中東・アフリカ諸国からの入国差し止めなどの大統領令に署名し、大きな混乱が生じていることはご承知のとおりであります。これまで「対話」や「調和」によって築かれてきたものが一瞬にし

て大きく転換される現状を目の当たりにし、大きな衝撃を受けているのは私だけではないと思います。

一方、ヨーロッパにおいても反EUや反難民を掲げる声が広がるなど、世界のいたるところでポピュリズムが台頭しつつあります。

昨年11月、多くの市民の皆様からの心温まるご支援のもと、三たび、市長という重責を与えられ、早や3か月が経過したところではありますが、人口減少や少子高齢化などの構造的な問題

に加え、このように世界の潮流が大きく変わりつつあることを認識しながら、引き続き、全力で市政運営に邁進していく所存でありま

### □「幸せ」や「満足」

が実感できる未来へ

さて、本年度は、別号議案でお諮りしております「第2次総合計画」に加え、人口減少社会に対応した新たな行財政運営の指針となる「第3次行政改革大



綱」や将来的な財政負担や行政需要等に応じた公共施設の質・量の最適化に取り組むための「公共施設等総合管理計画」、コンパクト・プラス・ネットワークの考え方に基づくまちづくりを

# 「幸せ」や「満足」が実感できる 「ゆたかな社会」へ



見据えた「公共交通網形成計画」など、本市の未来創生をさらに一歩前に進めるための重要な計画を実行に移す年であります。さらに、今後のまちづくりを支える持続可能な財政構造を確立するため、この度の予算編成から、「一般財源配分方式」という新たな手法を導入するなど、今まさに、我々が理想とする「ゆたかな社会」への歩みを加速したところであります。

## □「ゆたかな社会」とは

「ゆたかな社会」に対す

る私の考え方は、議会の皆様にも、これまで幾度となく申し上げてきたところでありますが、「第2次総合計画」において、私は、自らが理想とする「ゆたかな社会」を本市が目指す将来像として明確に位置付けることにいたしました。そこで、この機会に、改めて、私の考えを整理して申し上げます。

「ゆたかな社会」のあり方について、私は、一昨年の施政方針で、東京大学名誉教授の宇沢弘文先生が自らの著書に残された言葉をご紹介いたしました。

その言葉を要約いたしますと、「ゆたかな社会」とは、すべての人々が資質と能力を十分に生かして、それぞれの夢や願いが最大限に実現できる仕事に携わり、相応の所得を得て、幸福で、安定的な家庭を営み、多様な社会的接触をもち、文化的水準の高い一生をおくることのできる社会であります。

合わせて、「ゆたかな社会」において満たすべき基本的諸条件として、美しくゆたかな自然環境の維持、快適で清潔な生活を営むことができる住居と生活的、文化的環境、子どもたちが調和のとれた社会的人間として成長できる学校教育制度、その時々における最高水準の医療サービスなどが示されているところであります。



ノーベル経済学賞に最も近い日本人と言われた宇沢先生が描く社会像は、これまでの本市のまちづくり、さらには、私が描く未来の光市の姿と驚くほどに重なるものであり、私に大きな勇気と自信を与えてくれました。宇沢先生の思いを咀嚼していく中で、「ゆたかな社会」とは、私が信条とする「やさしさ」を基調としたまちづくりの延長線上に拓ける社会、言わば、市民が自らの創造性を発揮しながら、生き生きとした生活を享受できる社会にはほかならない、という考えに至ったところであります。

### □「ゆたかな社会」への道

次に、「ゆたかな社会」に到達するための考え方がありますが、これについては、アメリカの経済学者、ガルブレイスの考えが参考になるのではないかと思います。

経済学の理論では、社会の成熟と所得水準の向上に伴い、人々の消費は必要度の高いものから、次第に必要度は低いが新しいものにシフトします。さらに、生産の増大は人々の欲望の水準を引き上げ、人々は経済的行為だけでは満たされない精神的なゆたかさを求め始めるとされています。



ガルブレイスは、こうした社会では生産性が向上し、市場に製品やサービスを提供するために多くの資本や労働が投入されるが、民間のサービスを支える公共の社会資本整備や活動などのサービスが追い付かず、サービスにアンバランスが生じると指摘し、必要な公共サービスの提供により、誰もが安心して生活できる社会を建設することを提起しています。

こうしたことから、ガルブレイスが示唆するように、本市におきましても、限られた財源を有効に活用して病院や公共交通、教育施設、都市基盤などの公共的な社会資本の整備や適切な維持・管理に努めるとともに、それらを活用して、時代に応じた行政サービスを普遍的かつ永続的に提供するなど、行政としての使命をしっかりと果たしていきたいと考えております。

一方、経済学でいう「精

神的なゆたかさ」とは、市民生活における「幸せ」や「満足」に通じるものであります。「やさしさ」が生み出す「幸せ」や「満足」は、今日のような成熟社会における普遍的な価値観だと考えておりますので、本市におきましても「光市民憲章」や「3つの都市宣言」の理念に基づく多様な政策によって、色褪せることのない「やさしさ」をまちに浸透させるとともに、まちの強みである「市民力」「地域力」などの協働や連携により、「幸せ」や「満足」をこれまで以上に市民生活に定着させてまいります。

一例を挙げるなら、本市には、各所で活発に展開されているコミュニティ・スクール活動や地域ぐるみの子育て支援体制などの大きな強みがあります。市民の皆様のお力を借りて、こうした活動や仕組みをさらに充実させ、「やさしさ」がいつまでも、どこまでも

広がるまちの風土を醸成していきたくと考えております。

「ゆたかな社会」に対する私の考えについては、「第2次総合計画」の中でも一定の整理を行っているところでありますが、このように、物質的・経済的なゆたかさだけに捉われることなく、まちが有する固有の資源や長年培われてきた地域の絆を基盤とした精神的なゆたかさにしつかりと目を向ける一方で、我々が果たすべき使命として、時代に応じた行政サービスを太陽の光のごとく市民の皆様に公平・公正にお届けしていくことによって、「ゆたかな社会」への道を切り拓いていく考えであります。



## □未来への布石

本年度予算は、「第1次総合計画」によるこれまで10年間の成果の上に築く、新たなまちづくりの第一歩であります。繰り返しになりますが、それは、「ゆたかな社会」への確かな一歩でもあります。

こうしたことから、「第2次総合計画」に掲げる「光・未来創生プロジェクト」を中心に、子ども医療費助成事業の拡充をはじめ、光総合病院移転新築事業の計画的な推進、創業支援策や移住・定住促進策の充実などのほか、公共施設等の更新に備えるための新たな基金の造成、さらには持続可能な都市への転換を図るための立地適正化計画や光駅周辺拠点構想の策定など、今できることから確実に予算化を図り、「ゆたかな社会」への布石としていく所存であります。

「やさしさ」があふれる

まちから、時代を超えて「やさしさ」がひろがるまちへ。

私は、「第2次総合計画」の具現化を通じて、光市のさらなるレベルアップを果たしていく覚悟でありま。議会をはじめ市民の皆様方には、それぞれの立場から「ゆたかな社会」の建設にご参画いただきますとともに、市政のために力強いご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。



要支援認定を受けている人へ

## 4月から介護予防サービスが変わります

要支援の認定を受けている人が利用できる介護予防サービスは、これまで全国一律の内容でした。4月1日からは、このサービスのうち介護予防訪問介護と介護予防通所介護が、市独自の内容となる訪問型サービスと通所型サービスに移行します。

移行後のサービスは、今までと同様のサービスのほか、より利用する人のニーズに合ったサービスが提供できるよう多様化し、要支援の人などへの効果的・効率的な支援を行います。

### ■対象になる人

現在、要支援1・2の認定を受けている人で介護予防訪問介護、介護予防通所介護を利用している人

### ■移行の時期

4月以降の介護認定更新時から移行します。詳しくは、担当のケアマネジャーにお問い合わせください。

※移行後に利用できるサービス（下表参照）は、利用者本人の状態に合わせ、担当のケアマネジャーと相談のうえ決定します。

人の状態に合わせ、担当のケアマネジャーと相談のうえ決定します。

### ■その他

■介護予防訪問介護と介護予防通所介護以外の要支援の人に対するサービス（訪問看護・福祉用具貸与など）は変わりません。

■要介護1～5の人に対するサービスは変わりません。

### Q & A

Q 現在、介護予防訪問介護を利用しています。サービスの移行後も引き続き同じ事業所でサービスが利用できますか？

A 事業所によっては、4月以降サービス内容を変更する場合がありますので、利用中の事業所にお問い合わせください。また、その事業所が今後利用したいサービスを行わない場合は、別の事業所へ変更になるため、担当のケアマネジャーにご相談ください。

Q サービスの自己負担額はようになりますか？

A 自己負担額は、他の介護保険サービスと同様に1割または2割を負担していただきます。



### ■サービスの内容

移行前	移行後のサービス名	サービスの内容	自己負担の目安（1割負担の場合）
介護予防訪問介護	訪問型サービス 総合事業訪問介護（今までと同様のサービス）	身体介護と生活援助を行うホームヘルプサービス	月額 週1回の利用：1,168円 週2回の利用：2,335円 週3回以上の利用：3,704円
	訪問型サービスA（市独自のサービス）	生活援助に特化したホームヘルプサービス	1回 186円
介護予防通所介護	通所型サービス 総合事業通所介護（今までと同様のサービス）	個別の機能訓練や身体介護が必要な人に行うデイサービス	月額 要支援1（週1回の利用）：1,647円 要支援2（週1回の利用）：1,688円 要支援2（週2回の利用）：3,377円
	通所型サービスA（市独自のサービス）	機能訓練や身体介護が必要のない人に行うレクリエーションなどを中心としたデイサービス	月額 週1回の利用：1,153円 週2回の利用：2,364円 週1回の利用（短時間）：958円
	通所型サービスC（市独自のサービス）	理学療法士などの専門職が機能訓練を行う短期集中型サービス	1回 運動器のみ：430円 運動器+口腔または栄養：480円 運動器+口腔+栄養：530円

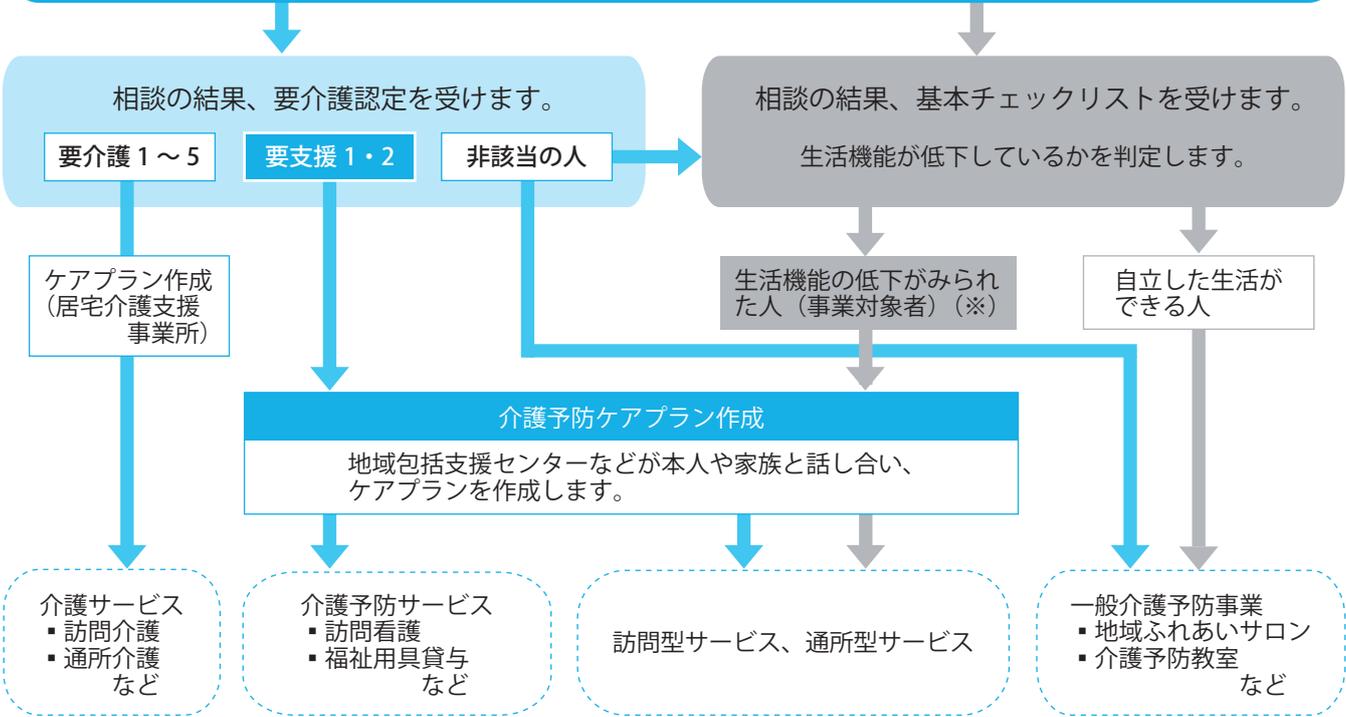
☎地域包括支援センター（あいぱーく光）

☎0833-74-3002

☎高齢者支援課介護保険係（あいぱーく光）

☎0833-74-3003

新たに訪問型サービス・通所型サービスの利用を希望する65歳以上の人は、  
地域包括支援センターまたは高齢者支援課介護保険係にご相談ください。  
その人の身体状況や利用したいサービスなどを踏まえ、要介護認定または基本チェックリストを受けていただきます。



※事業対象者になった後でも、要介護認定の申請をすることはできます。

### あなたも介護予防に取り組みませんか

会場	開催日	初回開催日	定員	申し込み・問合せ	
あいぱーく光	第1・第3水曜日	4月5日	30人程度	東部在宅介護支援センター ☎0833-79-1722	
コミュニティセンター	室積	第1・第3金曜日	30人程度	西部在宅介護支援センター ☎0833-72-8080	
	浅江	第1・第3水曜日	30人程度		
	島田	第1・第3水曜日	4月5日	30人程度	しまた在宅介護支援センター ☎0833-76-0076
	三島	第2・第4水曜日	4月12日	30人程度	
	大和	第2火曜日 第4木曜日	4月11日	20人程度	やまと苑在宅介護支援センター ☎0820-48-5588

いきいきにこにこ教室  
楽しく体力づくりをし、  
介護予防に努めませんか。

□時間 13時30分～15時

□内容 高齢者向けの体操  
や体力測定など

□参加費 初回のみ100円（スポーツ安全会費）

**共通事項**

□対象  
65歳以上の人

※開催日は、祝日などにより変更になる場合があります。

会場	開催日	初回開催日	定員
老人憩いの家	三輪第3	第1水曜日	4月5日
	東荷第2	第1・第3金曜日	4月7日
	岩田第1	第2・第4水曜日	4月12日
	三輪第2	第2・第4金曜日	4月14日
	塩田・佐田	第3水曜日	4月19日

ふれあいの家  
みんなで生きがいをつくり、  
楽しく過ごしませんか。

□時間 10時～15時

□内容 高齢者向けの体操  
レクリエーションなど

□参加費 500円/回（利用料、弁当代）

□申し込み・問合せ やまと苑在宅介護支援センター  
☎0820-48-5588

## 市役所本庁はダイヤルイン方式を導入します



**■ダイヤルイン方式とは**  
 直通電話番号により、各担当の係に直接電話をかけることができる方式です。  
 電話交換手を経由しないため、担当の係に電話をつなぐ時間を短縮でき、利便性の向上を図ることができます。

4月1日から市役所本庁は、ダイヤルイン方式を導入します。導入後は、下表の電話番号に発信した場合、各係の職員に直接電話がつながります。  
 担当の係がわからない場合は、代表番号（☎0833-72-1400）にお問い合わせください。電話交換手から担当の係に電話をつなぎます。

### □ 4月1日からの市役所本庁電話番号一覧（市外局番…0833）

総務部		
総務課	総務法令係	72-1401
	人事研修係	72-1402
防災危機管理課	防災危機管理係	72-1403
入札監理課	工事監理係	72-1404
	物品監理係	72-1405
	契約係	72-1406

環境部		
環境政策課	環境政策係	72-1465
	環境保全係	72-1466
環境事業課	生活環境係	72-1470
	ごみ・リサイクル対策係	72-1471
下水道課	業務係	72-1473
	工務係	72-1476
	排水設備係	72-1485

政策企画部		
企画調整課	企画係	72-1407
	移住・定住促進担当	72-1408
	秘書係	72-1423
広報統計課	広報広聴係	72-1409
	統計係	72-1411
財政課	財政係	72-1412
	管財係	72-1414
行政改革・情報推進課	行革・行政評価係	72-1415
	情報推進係	72-1419
	社会保障・税番号制度担当	72-1420

経済部		
農業耕地課	農政係	72-1494
	耕地係	72-1497
水産林業課	水産係	72-1498
	林務係	72-1509
	有害鳥獣対策係	72-1514
商工観光課	商工労政係	72-1519
	観光係	72-1532

市民部		
市民課	戸籍住民係 (マイナンバー制度含む)	72-1421
	戸籍担当 (パスポート申請含む)	72-1422
	国民健康保険係	72-1426
	年金・高齢者医療係	72-1428
	資産税係	72-1435
税務課	市民税係	72-1439
	資産税係	72-1435
収納対策課	収納係	72-1447
生活安全課	交通防犯対策係	72-1451
	市民相談係	72-1452
人権推進課	人権推進係	72-1459
	男女共同参画係	72-1462

建設部		
監理課	管理係	72-1534
	用地係	72-1541
道路河川課	施設係	72-1543
	道路維持係	72-1544
建築住宅課	建築係	72-1549
	住宅係	72-1566
都市政策課	開発指導係	72-1568
	都市計画係	72-1574
	公園緑地係	72-1582
	大和複合型施設担当	72-1587

その他		
会計課	会計係	72-1594
選挙管理委員会	選挙係	72-1597
監査委員事務局・公平委員会事務局		72-1599
市議会事務局	議事係	72-1611
	庶務係	72-1613
	調査係	72-1614

※組織改編などにより、組織の名称や電話番号を変更する場合があります。  
 ※4月1日以降の電話番号一覧は、広報「ひかり」4月25日号折り込みにて配布します。



## 固定資産課税明細書をご確認ください

固定資産税の課税内容を確認していただくため、4月上旬に「固定資産課税明細書」をお送りします。

この明細書は、平成29年1月1日（賦課期日）現在で固定資産課税台帳に登録されている人の所有する土地・家屋について記載しています。

内容を確認し、土地の利用状況が変わっている場合や、家屋の新増築・滅失などの異動があった場合はご連絡ください。

平成29年度の固定資産税・都市計画税の納税通知書は、5月上旬に送付します。



### 【納期限】

- 第1期 5月31日(水)
- 第2期 7月31日(月)
- 第3期 12月25日(月)
- 第4期 平成30年2月28日(水)

### 固定資産の縦覧制度

納税者が他の土地や家屋の価格を比較し、所有資産の価格が適正かどうかを確認できます。

#### ■ 縦覧期間

4月3日(月)～5月31日(水) 8時30分～17時15分  
※土・日曜日、祝日を除く。

#### ■ 縦覧場所

税務課資産税係  
縦覧できる人

市内に固定資産を所有している納税者、納税代理人および代理人  
※借地・借家人および権利関係者の縦覧はできません。

#### ■ 縦覧内容

- ①土地価格等縦覧帳簿
- 所在、地番、地目、地積、価格
- ②家屋価格等縦覧帳簿

■ 所在、家屋番号、種類、構造、床面積、価格  
※縦覧帳簿のコピーはできません。

#### ■ 縦覧に必要なもの

課税明細書または納税通知書、本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）、代理人の場合は委任状  
■ 手数料 無料

### 固定資産課税台帳の閲覧・証明書の申請

固定資産の納税者等以外に、借地・借家人または権利関係者も、該当する資産の閲覧や証明書の申請ができます。

#### ■ 申請に必要なもの

本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）、印かん（法人

のみ）、借地・借家人などの場合は権利関係を証明するもの（契約書など）、代理人の場合は委任状  
■ 手数料 有料

### 不服の申し立て

固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服がある場合は、市固定資産評価審査委員会に対し、審査の申し出ができます。

#### ■ 申出期間

4月3日(月)～納税通知書到達後3カ月以内





# 犬の登録と狂犬病予防注射を実施します

犬を飼っている人は、法律により、犬の登録および年1回の狂犬病予防注射を受けることが義務付けられています。違反者は罰せられることがありますので、必ず登録をして予防注射を受けましょう。

**□対象** 生後91日以上の犬  
**□費用** 2950円(注射)  
 ※注射と併せて飼い犬の新規登録をする人は5950円。  
 ※つり銭がいらぬようご協力ください。

**□持参物** 注射の案内ハガキ(登録済みの人のみ)  
 ※3月末頃に発送します。  
 ※注射と併せて飼い犬の新規登録をする人には、会場で登録用紙をお渡しします。

## 飼い主へお願い

- ・ 飼い犬が体調不良の場合、必ず会場の獣医師にご相談ください。
- ・ 飼い犬が死亡した場合はご連絡ください。

## 犬の登録と予防注射の会場・日程

### ■4月10日(月)

伊保木コミュニティセンター前	9:00 ~ 9:10
神田倶楽部前	9:20 ~ 9:35
西ノ庄自治会館前	9:40 ~ 9:55
大町会館前	10:00 ~ 10:15
海浜荘駐車場	10:20 ~ 10:35
中松原自治会館前	10:45 ~ 10:55
松中住宅集会所前	11:00 ~ 11:15
普賢寺仁王門前	11:20 ~ 11:35
昭和会館前	11:40 ~ 11:50
室積出張所前(室積市場公園)	13:10 ~ 13:25
千坊台二丁目公園	13:35 ~ 14:00

### ■4月11日(火)

教育委員会駐車場	9:00 ~ 9:15
シルバー人材センター裏	9:20 ~ 9:30
中央町自治会館前	9:35 ~ 9:45
光警察署裏	9:50 ~ 10:00
藤本工務店横(光井四丁目)	10:25 ~ 10:35
高畑住宅広場	10:40 ~ 10:50
光スポーツ公園正面駐車場	10:55 ~ 11:10
御崎町自治会館横	11:20 ~ 11:25
戸仲自治会館前	11:30 ~ 11:35
光井コミュニティセンター駐車場	11:40 ~ 11:50
いのうえ内科クリニック横(島田六丁目)	13:10 ~ 13:20
木の下橋付近(島田七丁目)	13:30 ~ 13:45
中島田コミュニティセンター前	13:50 ~ 14:00

### ■4月12日(水)

浅江神社下公園横	9:00 ~ 9:15
あさえふれあいセンター前	9:25 ~ 9:35
虹ヶ浜連合自治会館前	9:40 ~ 9:55
中村町自治会館前	10:05 ~ 10:20
虹ヶ丘自治会館前	10:25 ~ 10:40
虹ヶ丘公園駐車場(虹ヶ丘二丁目)	10:45 ~ 10:55
虹ヶ丘自治センター横	11:05 ~ 11:25
浅江出張所駐車場	11:35 ~ 11:50
花園二区児童公園横	13:00 ~ 13:10
和田町自治会館前	13:20 ~ 13:35
丸山町自治会館前	13:45 ~ 14:00

### ■4月13日(木)

今樹住宅自治会館前	9:00 ~ 9:15
やよい幼稚園横	9:25 ~ 9:40
岩狩町自治会館前	9:45 ~ 10:00
山九アパート横(三井七丁目)	10:05 ~ 10:15
山田公会堂横	10:40 ~ 10:55
山田第三・高杉団地集会所前	11:00 ~ 11:05
周南集出荷場前	11:15 ~ 11:20
旭橋東側広場	11:25 ~ 11:30
周防多目的集会所前	11:40 ~ 11:45
高尾交差点横	11:50 ~ 11:55
束荷第一老人憩いの家前(野尻)	13:10 ~ 13:15
伊藤公記念公園駐車場	13:20 ~ 13:30
束荷第二老人憩いの家前(黒杭)	13:35 ~ 13:40
束荷コミュニティセンター前	13:45 ~ 13:50
束荷老人作業所前(東)	13:55 ~ 14:00

### ■4月14日(金)

堅次氏宅入口(上岩田)	9:00 ~ 9:10
中岩田公会堂前	9:15 ~ 9:25
元岡村理容店前(末常)	9:30 ~ 9:40
元中村商店前(岩田慶見)	9:45 ~ 9:50
JA南すおう大和支所前	10:00 ~ 10:15
三吉オートサービス前(石田)	10:30 ~ 10:40
三輪西八幡集会所横	10:45 ~ 10:55
三輪第三老人憩いの家前(宇立)	11:00 ~ 11:15
三輪第二老人憩いの家前(千束)	11:25 ~ 11:30
佐田上バス停	12:50 ~ 12:55
元吹田商店前(佐田下)	13:00 ~ 13:05
鹿ノ石下公会堂下	13:10 ~ 13:15
塩田コミュニティセンター前	13:25 ~ 13:30
須賀社バス停	13:35 ~ 13:40
稲葉バス停	13:45 ~ 13:50
元影土井商店前(周地)	13:55 ~ 14:00

### ■4月15日(土)

室積出張所前(室積市場公園)	8:50 ~ 9:15
浅江出張所駐車場	9:30 ~ 10:00
三島出張所駐車場	10:10 ~ 10:40
周防出張所駐車場	10:50 ~ 11:05
大和支所駐車場	11:20 ~ 11:40
市民ホール(広場)	13:10 ~ 13:50
市役所駐車場	14:00 ~ 14:30



## 行政改革市民会議の委員を募集します

行政改革市民会議の委員を次のとおり募集します。魅力あるまちづくりを進めるため、市の実施する事業や行政改革のあり方などについて一緒に考えてみませんか。

**□応募資格** 市内在住または在勤の18歳以上の人で、行政改革（行政の仕組みのあり方、財政の健全化施策、公共施設の適正配置に向けた取り組みなど）に関心がある人

※市が設置する他の審議会などの公募委員として、委嘱されていない人を優先します。

**□募集人数** 2人程度

**□任期** 委嘱の日から平成31年3月31日まで

※2時間程度の会議を年3回程度開催する予定です。

**□応募方法** 行政改革や市のサービス、施策などに対する意見・提言を400字程度にまとめ、住所、氏名、年齢、職業、電話番号を記入の上、郵送、FAX、Eメールのいずれかでご提出ください。

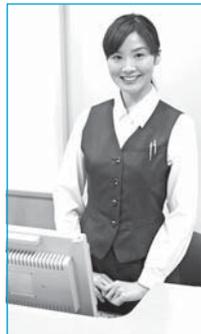
**□応募期限** 4月13日(休)

(必着)

**□選考** 意見・提言を審査の上、4月下旬頃に委員を決定し、通知します。

### 行政改革 市民会議とは

市民満足度の高い行政サービスを提供するため、行政改革の進捗状況や、今後の行政改革のあり方、公共施設の適正配置に向けた取り組みなどに対して、幅広くご意見やご提言をいただくことを目的に設置する会議です。



### 提出先・問合せ

行政改革・情報推進課  
行革・行政評価係  
〒743-8501  
光市中央六丁目1-1  
☎0833-72-1400  
FAX 0833-72-1436  
✉gyoukaku@city.hikari.lg.jp

## 子どもの運動能力向上に取り組みませんか

申請総合体育館 ☎0833-72-9100 FAX 0833-72-9550



教室名	内容	実施期間	募集人数
1 子どもの運動遊び教室	遊びを通して運動能力の向上を図ります。 ○ヘキサスロン（専用の道具を用いて「走・投・跳」の基本的な動作を身につける） ○スポーツ体験（野球、サッカー、バスケットボール、空手、バレーボール）	I期…5月11日(休)～7月20日(休) II期…9月7日(休)～11月30日(休) ※毎週木曜日 (I期…全9回、II期…全10回) 18時～19時	先着 30人
2 子どものための運動教室	運動を行う上で重要な土台づくりをします。 ○体幹・バランストレーニングなど	I期…5月8日(月)～7月31日(月) II期…9月4日(月)～12月4日(月) ※毎週月曜日(各全12回) 18時～19時	先着 20人

### □教室の種類

スポーツを楽しむながら子どもの運動能力の向上を図りませんか。

### ◎共通事項

□場所 総合体育館

□対象

1 小学3年生

2 小学4～6年生

※実施期間中の全日程に参加できる市内在住、通学の児童に限ります。

□参加料

1 I期：4500円

II期：5000円

2 各6000円

※市スポーツ安全会加入金含む

□持参物 運動できる服装、室内シューズ、タオル、水分補給用の飲料水（キャップ付）

□申込方法 総合体育館、大和総合運動公園に備え付けの申込書に必要事項を記入の上、持参またはFAXでお申し込みください。

□受付期間 4月6日(木)～28日(金)



広報広聴係が取材した行事などは、ふもと de ひかりや  
ひかりチャンネル（右記参照）でも紹介しています。



◀ふもと de ひかり QR コード



ひかりチャンネル QR コード ▶



まちな話

市内各地で開催されたイベントや出来事をご紹介します

### 震災復興基金寄附贈呈式

2月16日(木) 市長室

日本の森・滝・渚全国協議会(市川熙会長)の「震災復興基金」に、光商工会議所交通運輸業部会(谷口俊寛部会長)ならびに一般社団法人山口県トラック協会周南支部(大嶋鉄雄支部長)から、温かいご寄附をいただきました。

ご寄附は同協議会を通じて、岩手県陸前高田市の高田松原の復興支援に活用されます。



### 市消防団大火防ぎょ訓練

2月19日(日) 水道局配水池

市消防団第2大隊(光井、室積、牛島地区消防団)が、水道局配水池付近で出火したことを想定し現場の指揮や情報伝達、車両の誘導、長距離のホース延長や送水の訓練を行いました。

市消防団は各分団での訓練とともに、大規模火災を想定した実践的な訓練を行い、消防力の強化を図り、地域の安全安心を守っています。

### ウォーキングラリー表彰式

2月23日(木) 市役所

仲間とともにウォーキングに3カ月間取り組み、運動習慣づくりにつなげる「光のあるくロードウォーキングラリー・チーム編」に参加した22チーム(88人)のうち、「よく歩いたで賞」など3部門の上位3チームを表彰しました。

健康のため、皆さんも日頃から、仲間とともにウォーキングを楽しんでみませんか。





### 寄附受納式

3月1日(水) 市長室

創業 70 周年を迎えられた富士高圧フレキシブルホース(株) (藤井佑三代表取締役社長) から、1,000 万円のご寄附をいただきました。

同社からは、これまでも多額のご寄附をいただいておりますが、この度のご寄附につきまして、同社のご趣旨に添って、広く市民福祉の向上のため、有効に活用させていただきます。

### 第 6 回ピカピカデイ

3月11日(土) 島田中学校区内の事業所

地域への感謝の気持ちを込めて、島田中学校区の小・中学校の有志や地域の人などが、ボランティア活動を実施。11の班に分かれ、施設の窓拭きや道路沿いのゴミ拾いなどを行いました。

ボランティア活動を終えた子どもたちは、充実感や達成感などで胸がいっぱいになったことでしょう。



### 第 34 回はばたけ周防っ子のつどい

3月12日(日) 周防コミュニティセンター

「第 34 回はばたけ周防っ子のつどい」(青少年健全育成周防地区会議主催) が開催され、この春、小中学校を卒業した周防地区の子どもたち 36 人を地域の皆さんが祝福し、激励しました。

市では、学校や家庭、地域が連携し、子どもの成長を見守り支えています。卒業生の皆さん、新たなステージで大きくはばたいてください。

### 市長『わ』日記



対話 調和 人の輪 「やさしさあふれる『わ』のまち ひかり」 誠実 親切

\*詳しくは <http://www.city.hikari.lg.jp> をご覧ください。

市川市長が 2 月に参加した行事の一部を紹介します。

- 3日(金) 高規格救急自動車車両配備式
- 6日(月) レノファ山口県民クラブ化公開訪問
- 14日(火) 平成 29 年度予算(案) 発表
- 25日(土) 第 12 回光市青少年健全育成推進大会





▲しいたけ・なめこ栽培教室には、29組56人が参加し、栽培・管理方法を学びました。



▲しいたけの原木



▲なめこの原木

## 市民特派員のまちかどレポート

### しいたけ・なめこ栽培教室に参加して

2月19日(日)、周防の森ロッジで開催された「しいたけ・なめこ栽培教室」に、娘と一緒に参加しました。この教室は、しいたけやなめこの栽培・管理方法を学ぶことで、森や木々の恵みに触れ親しみ、興味をもってもらうことを目的に、市林業研究会の皆さんの指導により毎年開催されています。

森林保全のため、原木には主に間伐材を使用しているそうで、なめこの原木には市内産の山桜の間伐材を活用しました。

種駒を打ち込むのは、「千鳥植え」という方法で、穴の位置が交互になるよう原木に印をつけてからドリルで穴を開け、その穴にハンマーでたたきながら1個ずつ種駒を打ち込んでいきました(上記写真参照)。初めての体験で不安でしたが、丁寧な指導のもと3本の原木にしいたけの種駒を打ち込むことが

できました。

参加者の中には親子で作業に取り組む姿も見られ、私自身も子どもと一緒に学び、楽しみながらよい体験をすることができました。

原木は各家庭に持ち帰り、教わったとおりに自分で管理し、しいたけやなめこが出来るのを待ちます。大きく肉厚のおいしいしいたけが食べられるのは、来年の秋以降ですが、今回学んだことを娘と二人で家族に伝え、木々の恵みに感謝しながら、みんなで食べられる日を楽しみに待ちたいと思います。

今回の取材は

浦谷 利矢子 さん  
(室積)





### あなたの健康プラスアップ

#### 「叱る」と「ほめる」のテクニック

##### ◆子どものした行動を叱る

「お前は悪い子だ」など人格を否定せず、間違っただ行動に対して叱りましょう。

##### ◆その場で短い言葉で叱る

感情的になったり、長い時間叱るのではなく、具体的に何が間違っていたかを短く伝えましょう。

##### ◆ほかの子と比較して叱らない

誰かと比べるのではなく、行動した子どもの気持ちを受け入れ、自分がなぜ叱ったのかを伝えましょう。

##### ◆次にどうしてほしいかを伝え、改善を見届ける

叱ったことに対して、子どもの行動が少しでも良くなれば、必ずほめてあげましょう。



「イライラして子どもをどなってしまった。」「また子どもを怒って自己嫌悪…」など、そんな悩みを持つ人もいるかと思えます。子どもをほめて育てることとは大切ですが、間違っただことは間違っただと正しく伝えなければなりません。上記のことを参考にほめ上手になりましょう。

より詳しい内容を知りたい人は、お気軽に子ども相談センターにご連絡ください。



##### ◆問合せ

子ども相談センターきゅっと (あいぱーく光 子ども家庭課内)

☎ 0833-74-5910

✉ hikari5910@city.hikari.lg.jp

※右記QRコードからもメールができます。



ほめ上手になろう  
くだらない子育て

### 4月の健康カレンダー

行事名	日時	場所	その他
育児	育児相談	6日(木) 13:30～14:30	あいぱーく光
	歯の健康相談	12日(水) 9:30～11:00	大和コミュニティセンター
	1歳児お誕生相談	27日(木) 9:30～11:00	三島コミュニティセンター
	2歳児お誕生相談	6日(木) 13:30～14:30	あいぱーく光
	離乳食教室	19日(水) 10:00～12:00	あいぱーく光
3歳児健診	21日(金) 12:40～13:40	あいぱーく光	
健康	成人歯科健診	6日(木) 13:30～14:30	あいぱーく光
	健康相談 (要予約)	11日(火) 9:00～15:00	あいぱーく光
	癒しのカウンセリング (前日午前中までに要予約)	25日(火) 13:30～15:30	あいぱーく光
	食育相談 (要予約)	20日(木) 9:00～15:00	あいぱーく光

# 情報ひろば

市光市役所代表番号 ☎ 0833-72-1400  
 市 http://www.city.hikari.lg.jp/

## 人のうごき

(2月末現在)  
 人口 52,198 (-34)  
 男性 24,892 (-19)  
 女性 27,306 (-15)  
 世帯数 23,334 ( 0)  
 ※ ( ) 内は  
 前月からの増減

## お知らせ

転出・転入などの際は  
 児童手当の手続きを

転出・転入や世帯状況に更  
 (単身赴任や離婚、児童の  
 別居など)があったときは、



15日以内に児童手当の手続き  
 が必要です。

期限内に手続きがない場合  
 は、手当を支給できないこと  
 がありますので、必ず手続き  
 をお願いします。

● 手当支給日 2月、6月、  
 10月の13日(土・日曜日、祝  
 日の場合はその直前の平日)  
 ※子どもが中学校を卒業する  
 ことに伴い、手当の支給が満  
 了する世帯には5月に支給し  
 ます。ただし、他に中学生ま  
 での子どもがいる世帯には定  
 例の6月に支給します。

☎ 0833・74・3005  
 問 子ども家庭課保育・子育て  
 支援係(あいぱく光)

## 児童扶養手当の改定

手当月額が4月1日から左  
 表のとおり改定されます。

手当		改定前	改定後
全部支給	第1子額	42,330円	42,290円
	第2子加算額	10,000円	9,990円
	第3子以降加算額	6,000円	5,990円
一部支給	第1子額	42,320円～9,990円	42,280円～9,980円
	第2子加算額	9,990円～5,000円	9,980円～5,000円
	第3子以降加算額	5,990円～3,000円	5,980円～3,000円

☎ 0833・74・3005  
 問 子ども家庭課保育・子育て  
 支援係(あいぱく光)

## 特別児童扶養手当 などの改定

特別児童扶養手当、特別障  
 害者手当、障害児福祉手当の

手当月額が4月1日から左表  
 のとおり改定されます。

手当名	改定前	改定後
特別児童扶養手当(1級)	51,500円	51,450円
特別児童扶養手当(2級)	34,300円	34,270円
特別障害者手当	26,830円	26,810円
障害児福祉手当	14,600円	14,580円

☎ 0833・74・3001  
 問 福祉総務課障害福祉係(あ  
 いぱく光)

## 介護保険住宅改修費な どの受領委任払い開始

介護保険における住宅改修  
 費および福祉用具購入費の支  
 給は、利用者が費用の全額を  
 負担し、後日、介護保険給付  
 分を受け取る「償還払い」を  
 行っていました。

このたび、4月から「償還

払い」に加え、利用者が改修  
 費や購入費の自己負担分を事  
 業者に支払い、残りの費用を  
 市から業者に支払う「受領  
 委任払い」を開始します。

手続きなど詳しくは、介護  
 保険係までお問い合わせくだ  
 さい。

☎ 0833・74・3003  
 問 高齢者支援課介護保険係  
 (あいぱく光)



● 開設日 3月31日(金)、4  
 月11日(火)、21日(金)  
 ● 時間 20時まで  
 ● 場所 市役所収納対策課

● 取扱業務 市税等の収納  
 および納付相談  
 郵便局で市税等を納付す  
 る場合の郵便振替用紙は、  
 収納係に備え付けています。

問 収納対策課市

## 福祉タクシー利用券を 交付します

障害のある人の社会的自立を図るため、福祉タクシー利用券（基本料金無料）を交付します。

- 対象 市内に住所を有し（施設入所者を含む）、次のいずれかを交付されている人
  - 身体障害者手帳（1～3級）、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳（1級）
- 交付枚数 年間48枚

※腎機能障害のうち人工透析の通院者は96枚、週2回以上の通院者は通院の証明書（福祉総務課または大和支所で交付する所定の様式）があれば144枚交付します。

- 申請に必要なもの 交付されている手帳、印かん
- 申請方法 3月27日(月)以降に福祉総務課または大和支所で申請してください。
- ☎福祉総務課障害福祉係（あいぱーく光）  
0833・74・3001

## 水道メーターの 取り替えを行います

水道局では、市内全域で、計量法に基づく検定有効期間満了前の水道メーターの取り替えを行っています。

浅江、島田、中島田、上島田、三井地区は奇数月、光井室積、小周防、大和地区は偶数月を予定しており、身分証明書を付けた委託業者が宅地内で作業しますので、ご理解とご協力をお願いします。

## 第46回市民夏季大学

「生きる力」をテーマに講演会を3講座開催します。

### ◆開催日／タイトル／講師

- 第1講座 6月9日(金)  
「夢を叶える生き方」  
杉山愛さん（元プロテニスプレーヤー）
- 第2講座 7月12日(水)  
「俳句は脳に効く  
一句会ライブー」  
夏井いつきさん（俳人）
- 第3講座 7月18日(火)  
「人生を変える言葉の力、  
書の力」  
武田双雲さん（書道家）



### ◆時間 18時30分～20時

### ◆場所 市民ホール

### ◆チケット（3講座共通券）

一般2,500円、文高会員・学生2,000円、障害者1,000円、高校生以下無料  
※4月1日(土)発売開始、単講座券は余席がある場合、当日市民ホールで販売

◆プレイガイド 市民ホール、文化センター、ふるさと郷土館、市役所受付、大和支所、各出張所

☎市民ホール ☎0833-72-1441

## 講座

### 危険物取扱者試験・ 準備講習会

#### 【危険物取扱者試験】

- 試験日 6月18日(日)
- 光地区会場 光地区消防組合消防本部ほか
- ※光地区会場では丙種、複数の試験は受験できません。
- 受験料
  - 甲種：5000円
  - 乙種：3400円
  - 丙種：2700円

- 受付期間 4月11日(火)～24日(月)
- ※電子申請もできます。詳しくは消防試験研究センター <http://www.shoubo-shiken.or.jp> をご覧ください。
- 【準備講習会】
- 乙種第4類受験者を対象とした準備講習会を開催します。
- 日時 5月26日(金) 9時～17時
- 場所 光地区消防組合消防本部
- 募集人数 先着50人
- 受講料 7000円（光地区防災協会加入事業所の受講者は4000円）
- 受付期間 4月11日(火)～5月19日(金)
- ※代金を添えてお申し込みください。
- ◎願書配布・申込先 光地区消防組合消防本部、東消防署、北消防署
- ☎光地区防災協会事務局（光地区消防組合消防本部内）  
0833・74・5602

## 相談



### 表示登記の日

#### 無料登記相談会

##### 【柳井会場】

●日時 4月1日(土) 10時～15時

●場所 柳井市文化福祉会館  
(柳井市柳井3718)

##### 【周南会場】

●日時 4月3日(月) 10時～15時

●場所 山口地方法務局周南支局(周南市周陽二丁目8・33)

☎083・922・5975

## 募集



### 市民農園

●対象 農業者以外の市民(営利目的の利用は不可)

#### ●募集区画数

○市民いきいき農園(三井)7区画(1区画約30㎡)

※一人1区画まで

○ふれあい農園(大和)3区画(1区画約15㎡)

※一人2区画まで

●利用期間 5月1日～平成30年3月31日

●利用料(1区画) 三井：3800円、大和：9100円

※申し込み多数の場合は抽選※野菜くずなどの処理は利用者が行ってください。

●申込方法 農業耕地課に備え付け、または市(印) (左上参照)掲載の申込書に記入の上、お申し込みください。

●申込期限 4月13日(木)

#### 【申】農業耕地課農政係市

### 光市奨学生

●対象 次の①～③のすべてに該当する人

①高等学校・高等専門学校・大学・専修学校(学校教育法に規定された学校に限る)に在学している人、②申請時に本人の保護者が市内に居住している人、③他の奨学金の貸

し付けを受けない人

#### ●貸付額(月額)

○高等学校、専修学校の高等課程在学学生：1万5000円(国公立)、2万円(私立)

○高等専門学校在学学生：2万円

○大学、専修学校の専門課程在学学生：3万5000円

●貸付期間 奨学生在学する学校の正規の修業期間

●貸付方法 原則として毎月

在学学校長を経て貸し付け

●償還期間 卒業した3カ月後から貸し付けを受けた期間の2.5倍の期間内(無利息)

●連帯保証人 2人

●申込方法 学校教育課に備え付けの申請書に記入の上、お申し込みください。

●申込期間 4月3日(月)～28日(金)(必着)

#### 【申】学校教育課学務係(教育委員会)

☎0833・74・3602

### 山口県食の安心モニター

●対象 市内在住の18歳以上

の人

#### ●仕事内容 食品表示などのモニターリングとその定期報告など

●任期 委嘱の日から平成30年3月31日まで

●募集人数 2人

●応募方法 4月20日(木)までに消費生活センター備え付けの申込書に記入の上、お申し込みください。

【申】消費生活センター

☎0833・72・5511

## 催し



### 第24回ひかるちゃんの桜まつり

●日時 4月2日(日) 10時～14時(小雨決行、荒天中止)

●場所 西河原緑地(浅江)

●内容 ステージイベント、工作教室、クイズラリー、野点、紙芝居、屋台村など

【問】ひかるちゃんの桜まつり実行委員会

☎0833・71・0317

## 施設の掲示板



◎休館日 毎週月曜日、祝日、第1火曜日

### ★文化センター教室展

#### 【第2回彫塑教室展】

彫塑の魅力とその制作過程を知ってもらい、彫塑に親しんでもらうための作品展です。

●会期 3月30日(木)～4月2日(日)

#### 【絵画教室(滯美会)展】

滯美会の会員による油彩、水彩、アクリル、版画などを展示します。

●会期 4月7日(金)～19日(水)

**里の厨くりや農業体験教室**  
**「夏野菜コース」**  
**参加者募集**



地元農業者の指導で、夏野菜の土づくりから収穫までを実際に体験しながら学びませんか。

**＊期間** 4月22日(土) (開園式)～10月14日(土) (閉園式)

**＊場所** 里の厨近くの畑

**＊対象** 市内に住所を有する家族、グループ

**＊内容** 教室で指定した品目の栽培方法を、半年間のカリキュラムで学ぶ。(毎月1回程度開催)

**＊募集区画** 10区画(1区画約10㎡)  
 ※申し込み多数の場合、抽選

**＊参加費** 2,500円(種苗代、テキスト代など)

**＊申込方法** 4月11日(火)17時までに申込書または用紙に必要事項を記入の上、持参、郵送、FAX、Eメールのいずれかでお申し込みください。

**＊必要事項** ①代表者氏名、②代表者電話番号  
 ③住所、④氏名(ふりがな)、⑤年齢、⑥代表者との続柄、⑦応募に対する一言

**申園** 農業振興拠点施設「里の厨」  
 〒743-0105 光市大字東荷2391-19  
 ☎ 0820-49-0831 FAX 0820-49-0832  
 ✉ satonokuriya@kvision.ne.jp

◎休館日 毎週月曜日

★ピアノマラソン みんなで弾こうスタインウェイ!  
 スタインウェイピアノを弾いてみませんか。  
 ●日時 5月20日(土) 9時～21時のうち入退場を含めた一人最長30分間  
 ●対象 ピアノに関心があり

**市民ホール**  
 0833(72)1441



まじめに演奏できる人(年齢、ピアノ歴は不問)  
 ●参加費 無料  
 ●申込方法 電話でお申し込みください。

◎休園日 第2・第4水曜日

★春の押花展  
 ●日時 4月7日(金)～9日(日) 10時～17時(9日は16時まで)

**冠山総合公園**  
 0833(74)3311



◎入館料 250円/団体(20人以上) 200円(高校生以下・障害者手帳持参の人と介護者1人は無料)

◎休館日 毎週月曜日(祝日の場合は翌日)、第1火曜日

★彫刻展(仏像と小鳥)  
 ●会期 4月11日(火)～29日(祝)  
 ●展示者 水野正義さん

★編物展  
 ●会期 4月11日(火)～29日(祝)  
 ●展示者 室積大町おしゃべりサロン

★郷土館端午の節句  
 館内に「五月人形」を飾り、中庭に「こいのぼり」を泳がせます。  
 ●会期 4月11日(火)～5月6日(土)



●場所 研修室

●その他 押花を使用した「しおり作り体験」が無料でできます。

★ツリークライミング体験会  
 ●日時 4月16日(日) 12時30分～13時30分、14時～15時  
 ●場所 イベント広場  
 ●募集人数 各回10人程度  
 ●参加費 小学生500円、中学生以上1000円  
 ※未成年者は保護者の同意が必要です。  
 ※動きやすい服装でお越しください。  
 ●申込方法 電話でお申し込みください。

16 (日)	●ツリークライミング体験会 (12時30分～/14時～、冠山総合公園)	25 (火)	●癒しのカウンセリング (13時30分～、あいぱーく光 ※要予約) ●水道夜間支払窓口 (21時まで、水道局)
17 (月)		26 (水)	●パソコン学習会 (13時30分～、地域づくり支援センター) <b>もの</b> (下表参照)
18 (火)		27 (木)	●育児・1歳児お誕生・歯の健康相談 (9時30分～、三島コミュニティセンター) <b>行政 人権</b> (下表参照)
19 (水)	●離乳食教室 (10時～、あいぱーく光) <b>もの</b> (下表参照)	28 (金)	●夜間収納相談窓口 (20時まで、市役所)
20 (木)	●食育相談 (9時～、あいぱーく光 ※要予約) <b>心配</b> (下表参照)	29 (祝)	
21 (金)	●3歳児健診 (12時40分～、あいぱーく光) ●夜間収納相談窓口 (20時まで、市役所)	30 (日)	
22 (土)			
23 (日)			
24 (月)			

## 【相談窓口開設日時】

相談の種類	内容	日時	場所	問合せ
<b>行政</b> 行政相談	国などの行政機関に対する意見、要望など	6日(木) 9時～12時 27日(木) 9時～12時	大和支所 あいぱーく光	生活安全課市民相談係 ☎0833-72-1400
<b>心配</b> 心配ごと相談	生活上の心配ごとなど	6日(木) 9時～12時 20日(木) 9時～12時	大和支所 あいぱーく光	社会福祉協議会 ☎0833-74-3020
<b>人権</b> 人権相談	人権問題についての相談など	6日(木) 9時～12時 13日(木)、27日(木) 9時～12時	大和支所 あいぱーく光	人権推進課 ☎0833-72-1400
<b>年金</b> 年金相談	年金事務所職員による年金出張相談	12日(水) ※要予約 9時30分～12時、13時～15時30分	市役所3階 会議室	徳山年金事務所 ☎0834-31-2152
<b>もの</b> もの忘れ相談	もの忘れ、健康、介護に関する相談など	毎週水曜日 (祝日を除く) ※要予約 9時～12時、13時30分～15時30分	あいぱーく光	地域包括支援センター ☎0833-74-3002
教育相談	教育、学校生活に関する相談など (電話相談)	月～金曜日 8時30分～19時 ※祝日を除く、水曜日は17時15分まで	相談受付電話 ☎0120-72-3749	青少年センター ☎0833-72-2245

# 2017 4月

# お知らせカレンダー

1 (土)		9 (日)	●第2回ストリートダンスフェスティバル in 光 (開場 13 時～、市民ホール)
2 (日)	●さくらウォーク (受付 8 時 15 分～、総合体育館集合) ●さくら坂 in2017 (10 時～、冠山総合公園 ※雨天中止)	10 (月)	
3 (月)	●固定資産の縦覧 (5 月 31 日まで、8 時 30 分～、市役所)	11 (火)	●健康相談 (9 時～、あいぱーく光 ※要予約) ●彫刻展 (仏像と小鳥) (29 日まで、ふるさと郷土館) ●編物展 (29 日まで、ふるさと郷土館) ●郷土館端午の節句 (5 月 6 日まで、ふるさと郷土館) ●夜間収納相談窓口 (20 時まで、市役所)
4 (火)			
5 (水)	●弁護士無料法律相談 (9 時～、市役所 ※要予約、3 月 29 日から受付開始) <b>もの</b> (右下表参照)	12 (水)	●育児・1 歳児お誕生・歯の健康相談 (9 時 30 分～、大和コミュニティセンター) ●パソコン学習会 (13 時 30 分～、地域づくり支援センター) <b>年金 もの</b> (右下表参照)
6 (木)	●育児・1 歳児お誕生・歯の健康相談、2 歳児お誕生相談、成人歯科健診 (13 時 30 分～、あいぱーく光) <b>行政 心配 人権</b> (右下表参照)		
7 (金)	●春の押花展 (9 日まで、10 時～、冠山総合公園) ●絵画教室 (滯美会) 展 (19 日まで、文化センター)	13 (木)	<b>人権</b> (右下表参照)
		14 (金)	
8 (土)		15 (土)	

## 急病で困ったときは

### 休日診療所

- 場所 あいぱーく光内 (光市光井二丁目 2-1)
- 診療時間 9 時～17 時
- 受付 9 時～11 時 30 分  
13 時～16 時 30 分
- 持参物 健康保険証、診療代、お薬手帳
- 問合せ ☎0833-74-1399

※変更する場合があります。  
ご確認の上、受診してください。

4月の診療日	診療科目 (※)	
	内科系	外科系
2 日(日)	内科	外科
9 日(日)	内科 (小児科)	眼科
16 日(日)	内科	外科
23 日(日)	内科 (小児科)	皮膚科
29 日(土)	内科	外科
30 日(日)	内科	耳鼻科

### \*周南地域休日・夜間こども急病センター

- 場所 徳山中央病院内 (周南市孝田町 1-1)
- 診療時間 (夜間診療は休日を含みます。)  
【夜間】19 時～22 時 (受付 21 時 30 分まで)  
【休日】9 時～17 時 (受付 16 時 30 分まで)
- 対象 0 歳～15 歳までの内科的疾患
- 問合せ ☎0834-28-9650

### \*小児救急医療電話相談

- 相談時間 19 時～翌日 8 時
- 対象 15 歳未満の子ども
- 問合せ ☎083-921-2755
- ※プッシュ回線の固定電話、携帯電話は ☎ # 8000



## 三島温泉健康交流施設（ゆーぱーく光）の 利用料金を改定します

三島温泉健康交流施設（ゆーぱーく光）をより身近に利用していただくため、4月1日から下表のとおり利用料金を改定します。  
皆さんのさらなるご利用をお待ちしています。



利用料金	区分	単位	改定前		改定後	
			市内	市外	市内	市外
入場料	高齢者（65歳以上）	1人	410円	610円	400円	600円
		回数券	4,100円	6,100円	4,000円	6,000円
	大人（中学生以上）	1人	510円	610円	500円	600円
		回数券	5,100円	6,100円	5,000円	6,000円
	小人（3歳～小学生）	1人	300円	410円	変更なし	400円
		回数券	3,000円	4,100円		4,000円
貸切料	3歳未満	1人	無料		変更なし	
	家族風呂	1時間	1,020円			
	多目的室	1時間	2,050円			
	いこいの部屋	1時間	2,050円			
	会議室	1時間	1,020円			
	交流広場	1時間	2,050円			

※回数券は11枚綴りです。また、障害者手帳をお持ちの人は利用料金が半額となります。

### ■問合せ

三島温泉健康交流施設（ゆーぱーく光） ☎ 0833-76-0666

福祉総務課社会福祉法人指導監査担当係（あいぱーく光） ☎ 0833-74-3000

### 光の恵みいただきますレシピ

旬の食材「キャベツ」を使って  
キャベツのスープ煮



\*毎月旬の食材を使ったレシピを市報で紹介しています。



▲QRコード

【一人分栄養価】  
エネルギー147kcal  
食塩相当量 1.0g

#### 【作り方（材料4人分）】

- ①キャベツ 200g を 3cm 幅にざく切りし、玉ネギ中 1 個を 5mm 幅に切る。シメジ 100g は石づきを取ってほぐす。
- ②トマト 150g を湯むきにして、くし切りにする。
- ③ベーコン 3 枚を 4 等分の長さに切る。
- ④鍋に油大さじ 1 を入れて③を炒める。
- ⑤①を加えてさらに炒め、しんなりしたら水 200ml、コンソメ 1 個、塩・コショウ少々を加えて、やわらかくなるまで煮る。
- ⑥②とカット春雨 30g を加え、1～2分したら火を止める。（光井地区食生活改善推進員）

## 表紙写真の紹介

### ■輝く光がまちと未来を明るく照らす

市では、「安全・安心」や「自然敬愛」のまちづくりを目指し、市内にある防犯灯の LED 化を進めてまいりました。

市内にある防犯灯は 4,988 灯。今年度で市内すべての防犯灯の LED 化が完了し、また 44 カ所の避難所に蓄電池内蔵型 LED 防犯灯を新設しました。こうした市内にある防犯灯の一斉 LED 化は県内初の取り組みです。

明るくまちを照らす LED 灯の光により、市民の皆さんに、明るく、安全で安心な光のまちをお届けするとともに、光市の「光」を広く PR してまいります。



◀ 3月1日(水)、三島コミュニティセンターで、中学生や地域の人も参加した防犯灯 LED 化事業の除幕式を行いました。